

別紙 1

唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション） 業務委託仕様書

1 目的

本業務は、唐津青翔高校に県内外から多様な生徒が入学し、「未来」・「世界」・「地域」とつながりながら学び合うことにより、骨太でたくましい人材を育成するとともに、唐津青翔高校及び玄海町の活性化を図ることを目的に、唐津青翔高校の校舎（特別教室棟の一部等）のリノベーションを行うため、実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務

(2) 業務項目

- ・校舎のリノベーションに係る基本設計業務
- ・校舎のリノベーションに係る実施設計業務
- ・系列・カリキュラムに係る打ち合わせ及び情報共有
- ・その他必要な業務

(3) 履行場所

佐賀県立唐津青翔高等学校（佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 24 日（月曜日）まで

(5) 総事業費

150,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）以内を目標とする。

(6) 総事業費の内、唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託上限額

11,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 業務遂行上の留意事項

(1) 校舎リノベーションの設計にあたっての基本的な考え方

リノベーションの方向性、基本的な考え方、対象箇所、内容等については、別紙 3「唐津青翔高校の校舎のリノベーションに係る基本方針」で示した内容に基づくこと。

(2) 業務に必要な現況の把握・調査

受託者は、発注者の指示に従い、リノベーションする部屋（教室）の現況、リノベーションに関わる業務に必要な関係建築設備等の現況を把握・調査し、業務内容を実施すること。

(3) 関係諸法令との適合

設置する設備や材料等については、建築基準法、消防法、関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議を行い、検討を行うこと。

(4) 業務対象等

校舎のリノベーションの設計に当たっては、ユニバーサルデザインの観点にも考慮すること。

(5) 業務報告

業務の実施に当たり、適宜、発注者と打合せを行うとともに、業務完了の際は、業務完了報告書を作成して発注者の確認を受けること。

4 業務内容

(1) 校舎のリノベーションに係る基本設計業務

① 与条件の整理（現況調査を含む）

リノベーションする部屋（教室）の現況、リノベーションに関わる電気・給排水設備等の現況、設置する機材等の情報を調査し把握する。

② 計画工程表の作成

業務内容に関する計画工程表の作成を行う。

③ リノベーションのコンセプトの設定

リノベーションの目的や趣旨の整理、リノベーションのコンセプト（テーマ、学びの内容、ゾーニング）等の設定を行う。

④ リノベーション計画の立案

設置する機材や設備の内容、空間構成、配置、照明、内装等について検討し、計画する。

⑤ 動線計画・サイン計画の立案

1階については、来訪者に対する学校入口からリノベーション対象区域への誘導導線、サイン等について検討し、計画する。

⑥ 運営計画の立案

計画図、展示意匠図（配置図・平面図・立案図・イメージ図）等、必要な基本図面類を作成する。

⑦ 概算金額の算出

リノベーション計画に基づく整備・改修業務に必要な概算金額を算出する。

⑧ 基本計画図書の作成

上記の検討結果を基本計画図書としてとりまとめ、発注者の承認を受けた後、次の設計の段階に進むこととする。

(2) 校舎のリノベーションに係る実施設計業務

- ① 設計図書（平面図、立面図、断面図、詳細図 等）の作成
- ② 校舎のリノベーションに係る整備・改修業務工程表の作成
- ③ 設計積算書の作成
- ④ 設計書の作成

上記検討結果を設計書として取りまとめ、発注者の承認を受けるものとする。

(3) 系列・カリキュラムに係る打ち合わせ及び情報共有

本業務は唐津青翔高校の系列・カリキュラムの見直しと密接に関わってくることから、「魅力あるカリキュラム推進チーム（仮称）」と定期的に打ち合わせ及び情報共有を行いながら進めること。

また、地元小中学校や地域の方々を対象に、唐津青翔高校の新しい学びに係るワークショップ等が開催された場合は、参加し（オンライン可）、情報収集を行い、リノベーションの基本設計や実施設計の際の参考とすること。

(4) その他必要な業務

① 完成図書の納品

完成図書として、上記（1）基本設計業務及び（2）実施設計業務の完成図書等一式及び成果品の電子ファイルを格納した媒体を納品する。

② 業務報告書の提出

5 打ち合わせ及び協議録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

- ・定例会：月1回程度（可能な限り対面で実施すること）
- ・その他：定例会とは別に、必要に応じてオンライン会議等を開催し、情報共有を図ること。

6 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時までに責任を持って佐賀県に返還するものとする。

7 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に佐賀県・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

8 成果品

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 基本計画業務及び展示等設計業務の完成図書等一式 | 3部 |
| (2) 業務報告書 | 3部 |
| (3) 電子データ（CD-R等の電子媒体） | 1部 |

9 成果品納入場所

佐賀県立唐津青翔高等学校（佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11）

10 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

11 その他

(1) 守秘義務事項

- ① 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- ② 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ③ ①、②の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

- ① 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

② 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

① 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

② 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。